

がん医療に関する取組目

計画策定期（平成19年度）

《相談支援及び情報提供》
 ・がん対策センターによる研修を実施する拠点病院
 の相談支援センター数
 7病院中2病院
 がん患者団体との連携協力体制を実施している拠点病院数
 7病院中4病院

《緩和ケア》
 ・緩和ケアチームに身体及び精神の緩和に携わる専門医師を配置している拠点病院数
 7病院中4病院
 緩和ケアの基本的な知識を習得している医師数（緩和ケア研修会受講者）
 0人

《在宅医療の推進》
 在宅医療支援診療所の数
 161カ所

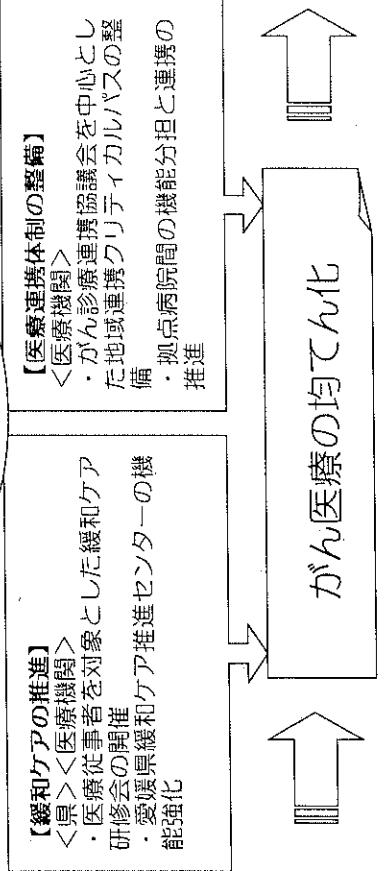
《医療機関の機能強化》
 放射線療法及び化学療法を実施している拠点病院数
 7病院中6病院
 5大がんの地域連携クリティカルバスを整備している拠点病院数
 7病院中0病院

《医療従事者》
 放射線療法、化学療法、緩和ケア等の各分野において学会等の資格を持つ医療従事者を配置
 54名

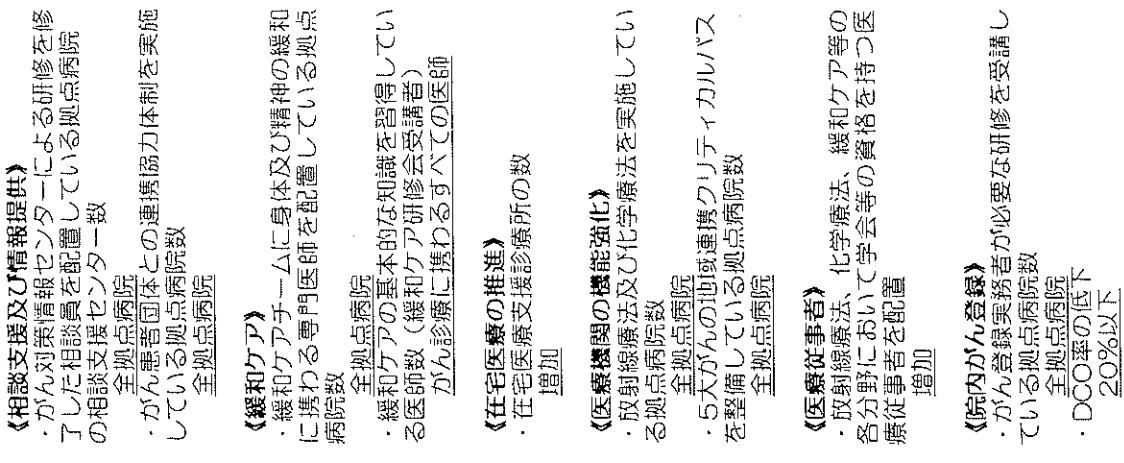
《院内がん登録》
 がん登録実務者が必要な研修を受講している拠点病院数
 7病院中6病院
 DCO率の低下
 58.4%（平成14年）

【目標】がん医療の均てん化

重点項目



目標（平成24年度）



1. がん医療の均てん化

(1) 目標項目

- ①がんに関する相談支援及び情報提供
- ②緩和ケア及び在宅医療の推進
- ③医療機関の機能強化と医療連携体制の整備
- ④医療従事者の育成
- ⑤がん登録の精度向上

(2) 到達目標

主な目標	計画策定時（平成19年度）	現状（平成21年度）	目標（平成24年度）
①がんに関する相談支援及び情報提供			
すべてのがん診療連携拠点病院の相談支援センターによる研修修了者の配置	7病院中2病院	7病院中7病院	全拠点病院で配置
がん診療連携拠点病院におけるがん患者団体との連携協力体制の整備	7病院中4病院	7病院中7病院	全拠点病院で実施
②緩和ケア及び在宅医療の推進			
がん診療連携拠点病院の緩和ケアチームにおいて身体及び精神の緩和に携わる医師の配置	7病院中4病院	7病院中7病院	全拠点病院で配置
すべてのがん医療に携わる医師の緩和ケアの基本的知識の習得（緩和ケア研修会受講者）	0人	198人 (平成21年10月現在)	がんに携わるすべての医師
がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数の増加	7.1%（平成17年）	7.7%（平成20年）	がん患者の在宅での死亡割合 増加
在宅療養支援診療所数の増加	161か所	172か所 (平成21年9月現在)	增加
在宅専門医療機関数の増加	1か所	5か所	増加
主な目標	計画策定時（平成19年度）	現状（平成21年度）	目標（平成24年度）

③医療機関の機能強化と医療連携体制の整備

すべてのがん診療連携拠点病院において放射線療法及び化学療法を実施する体制の整備	7病院中6病院	7病院中7病院	全拠点病院で整備
県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院における放射線療法及び化学療法専門分野の設置	2病院中2病院	2病院中2病院	該当拠点病院で設置
5大がんに関する地域連携クリティカルパスの整備	7病院中0病院	7病院中0病院	全拠点病院で整備
④医療従事者の育成			
放射線療法、化学療法、緩和ケア等の各分野において、学会等の資格を持つ医療従事者の増加(※)	54名	139名 (平成21年10月現在)	増加
⑤がん登録の精度向上			
すべてのがん診療連携拠点病院において、がん登録の実務を担う者が必要な研修を受講	7病院中6病院	7病院中7病院	全拠点病院で配置
地域がん登録の推進によるDCO率の低下	58.4% (平成14年)	(調査中)	20%以下

(※)日本放射線腫瘍学会認定医、日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医、がん治療認定医、がん看護認定看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師、がん化学療法看護認定看護師、日本がん看護認定看護師、日本病院薬剤師会がん専門薬剤師、日本放射線治療専門技師の資格を持つ医療従事者の合計数

(3) 各機関等のアクションプラン

①がんに関する相談支援及び情報提供

全ての県民が日ごろからがんについての正しい知識を持つとともに、がん患者とその家族の不安を和らげ、適切な医療を受けることができるよう、がん患者を含めた県民の視点に立った情報を充実を図る。

【重点対策】

▼がん診療連携拠点病院の相談支援センターの機能強化
▼がん患者・家族への支援ボランティアとの協働や患者団体による相談支援体制の整備

行政	医療機関	関係団体（看護協会、薬剤師会等）
・がん体験者（ピアサポート）による患者等の支援を行う環境づくりを図る。・県ホームページを通じて情報提供を行う。 ・がんに対する一般的な相談に取り組む。	・県と同様に、情報提供や相談に取り組む。 ・拠点病院は、電話、ファックス等、様々な手段により相談を実施する。 ・拠点病院は、がん患者及び家族に対する心のケアが行われる相談支援体制を構築する。 ・拠点病院は、患者が情報を得やすいよう、がんに関する図書を整備する。 ・拠点病院は、小児がんの特異性を踏まえ、患者と家族への情報提供に努める。 ・医療機関は、がん等の医療機能情報を分かりやすく提供する。	・患者団体等の経験を活かし、拠点病院等と連携して相談支援に協力する。（ピア・サポート） ・患者は拠点病院の相談支援センター等の相談窓口を積極的に利用する。

②緩和ケア及び在宅医療の推進

質の高い療養生活を送れるようになりますため、緩和ケアチームの機能強化や、がん診療に携わる医師の緩和ケアにに関する知識の習得など、治療の初期段階から切れ目なく緩和ケアが実施される体制を整備する。
がん患者の意向を踏まえ、在宅で療養できるよう、在宅医療機関の拡充と、在宅療養に必要な関係機関の連携体制の整備を図る。

【重点対策】

- ▼緩和ケアチームの機能強化
- ▼医療従事者を対象とした緩和ケアに係る研修の実施
- ▼緩和ケア推進センターによる緩和ケア体制の支援

行 政	医療機関	関係団体(看護協会、薬剤師会等)	県民、患者・家族
<p><u>都道府県</u></p> <p><u>市町村</u></p> <p><u>・がん診療に携わるすべての医療従事者に对する緩和ケア研修会を実施する。</u></p> <p><u>・緩和ケアの拠点的機能を持つ緩和ケア推進センターを整備する。</u></p> <p><u>・保健所等は、病診連携、薬局の参画、訪問看護サービスの充実、県民の意識啓発など、地域で支えるネットワークを構築するよう調整する。</u></p>	<p><u>・緩和ケアチームの概念等について普及啓発を行う。</u></p> <p><u>・介護保険制度など社会保障制度や介護技術などの情報提供や相談支援を行う。</u></p> <p><u>・保健所等は、病診連携、薬局の参画、訪問看護サービスの充実、県民の意識啓発など、地域で支えるネットワークを構築するよう調整する。</u></p> <p><u>・拠点病院は、緩和ケアチームに身体症状の緩和に携わる医師、精神症状の緩和に携わる医師及び看護師を配置する。</u></p> <p><u>・拠点病院は、がん診療連携協議会を通じて情報交換等を行い、緩和ケアチームの質の向上を図る。</u></p> <p><u>・拠点病院は、緩和ケア研修会を実施する。</u></p> <p><u>・緩和ケア推進センターは、緩和ケア及び在宅医療に関して、地域の医療機関等への支援を行う。</u></p> <p><u>・拠点病院は、在宅においても緩和ケアが実施されるよう、外来患者の緩和ケアの充実や、かかりつけ医を中心とした緩和ケアの支援に努める。</u></p> <p><u>・拠点病院は、精神腫瘍医など専門的な知識及び技能を有する医療従事者の配置の拡充に努める。</u></p> <p><u>・拠点病院が中心となつて、在宅医療支援に必要な体制を整備する。</u></p> <p><u>・拠点病院は、関係機関と連携して、在宅緩和ケアの関係医療従事者に対する専門的な研修を実施する。</u></p> <p><u>・拠点病院は、小児がんの患者について、教育を含めた療養環境の整備に努める。</u></p>	<p><u>・がん診療に携わるすべての医療従事者を対象とした緩和ケア研修会の参加を促進する。</u></p> <p><u>・がん診療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケア研修会の参加を促進する。</u></p> <p><u>・がん診療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケア研修会の参加を促進する。</u></p>	<p><u>・がん診療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケア研修会の参加を促進する。</u></p> <p><u>・がん診療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケア研修会の参加を促進する。</u></p> <p><u>・がん診療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケア研修会の参加を促進する。</u></p>

③医療機関の機能強化と医療連携体制の整備

がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の機能強化を推進する。
 切れ目のないがん医療を提供するため、地域連携クリティカルパスの整備
 を推進する。

【重点対策】

- ▼拠点病院において放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制の整備
- ▼5大がんの地域連携クリティカルパスの整備

行政		医療機関	関係団体（看護協会、薬剤師会等）
県	市町村		
<ul style="list-style-type: none"> ・がんに係る連携体制の整備について、医療計画との整合を図りながら、推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県への協力を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院は、放射線療法及び外来化学療法を実施するための専門的な知識及び技能を有する医師・コメディカルスタッフを配置する。 ・拠点病院は、放射線治療を行うためにリニアックを設置し、専門的ながん医療を推進する。 ・がん診療連携協議会において、5大がんに関する地域連携クリティカルパスの整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関と連携を図り、医療連携体制を構築する。 ・がんについての正しい情報に基づき必要な治療を受ける。

④医療従事者の育成

がん医療の向上を図るため、放射線療法や化学療法、緩和ケアなど、今後重点的に取り組むべき分野を中心に、医療従事者の育成を推進する。

【重点対策】 ▼国立がんセンター・学会等が実施する研修への参加や専門資格の取得促進

行 政	医療機関	関係団体（看護協会、薬剤師会等）	県民、患者・家族
県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>がん看護分野における臨床実践能</u>力の高い看護師育成のための研修を実施する。 ・専門医等の養成を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>拠点病院は、がん医療に係る各学会が実施する専門的な研修への医療従事者の参加を促進する。</u> ・<u>拠点病院は、国立がんセンターが実施する放射線療法、化学療法に從事する医療従事者に対する研修会への参加を促進する。</u> ・<u>医療機関は、患者の気持ちに配慮した病名告知等ができるよう、人材育成に努める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>専門医等の養成のための研修及</u>機能の現状把握及び、がん医療に関する理解を図る。

⑤がん登録の精度向上

科学的根拠のあるがん対策を推進するため、基礎データとなるがん登録の精度向上を図る。

【重点対策】 ▼がん登録実務担当者の研修の受講促進

県	行政	医療機関	関係団体（看護協会、薬剤師会等）	県民、患者・家族
・がん登録の普及啓発を行う。	市町村 ・がん登録の普及啓発に協力する。	・拠点病院は、国立がんセンターによる研修を受講した専任のがん登録実務担当者を配置する。 ・がん診療連携協議会を通じて情報交換等を行い、がん登録の精度向上を図る。 ・医療機関は、地域がん登録に協力する。	・医療機関の地域がん登録への協力を推進する。 ・がん登録の正しい理解に努める。	

がんの予防に関する取組

計画策定期時

【目標】 喫煙率の低減、栄養・食生活の改善

《たばこ》

- ・未成年（中学生）の喫煙率
　　男子 13.2%、女子 7.7%
- ・成年の喫煙率
　　男性 37.7%、女性 4.2%
- ・完全分煙の公共施設の割合
　　市町の施設 47.1%
　　事業所 64.8%
　　飲食店 5.7%
- ・禁煙プログラムの提供
　　23市町中6市町
- ・喫煙の健康影響を認識している人の割合
　　置煙 19.5%～
　　肺がん 93.8%

《たばこ》

- ・未成年の喫煙率
　　0%
　　男性 20%以下
　　女性 2%以下
- ・完全分煙の公共施設の割合
　　100%
- ・禁煙プログラムの提供
　　全（20）市町
- ・喫煙の健康影響を認識している人の割合
　　100%

《栄養・食生活》

- ・野菜の摂取量（1日あたり）
　　成人 350g以上
　　児童・生徒 300g以上
- ・果物の毎日摂取
　　成人男性 75%以上
　　成人女性 80%以上
- ・脂肪エネルギー比率
　　成人 25%以下
　　児童・生徒 27%以下
- ・バランスのとれた食事をしている人の割合
　　80%以上

《栄養・食生活》

- ・野菜の摂取量（1日あたり）
　　成人 284g
　　児童・生徒 241g
- ・果物の毎日摂取
　　成人男性 70.7%
　　成人女性 77.9%
- ・脂肪エネルギー比率
　　成人 29.1%
　　児童・生徒 30.1%
- ・バランスのとれた食事をしている人の割合
　　成人男性 70.9%
　　成人女性 74.0%

2. がんの予防

(1) 目標項目

- ①たばこ対策の推進
- ②栄養・食生活の改善

(2) 到達目標

主な目標	計画策定期時	現状(平成21年度)	目標(平成24年度)
①たばこ対策の推進			
・未成年の喫煙率 ・成人の喫煙率 ・完全分煙の公共施設の割合 ・全市町での禁煙プログラムの提供 ・喫煙の健康影響を認識している人の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・男子 13.2%、女子 7.7% (中学生・平成15年) ・男性 37.7%、女性 4.2% (平成16年) ・市町の施設 47.1%、 事業所 64.8%、飲食店 5.7% (平成16年、17年) ・23 市町中 6 市町 (平成17年) ・胃潰瘍 19.5%～肺がん 93.8% (平成16年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度調査予定 ・平成22年度調査予定 ・市町の施設 93.3%、 平成22年度調査予定 ・20 市町中 6 市町 ・平成22年度調査予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・0% ・男性 20%以下 女性 2%以下 ・100% ・全 (20) 市町 ・100%
②栄養・食生活の改善			
・野菜の摂取量（1日あたり） ・果物の毎日摂取 ・脂肪エネルギー比率 ・バランスのとれた食事をしている人の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・成人 284 g、児童・生徒 241 g (平成16年) ・成人男性 70.7%、成人女性 77.9% (平成16年) ・成人 29.1%、児童・生徒 30.1% (平成16年) ・成人男性 70.9%、成人女性 74.0% (平成16年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度調査予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人 350 g 以上 児童・生徒 300 g 以上 ・成人男性 75% 以上 成人女性 80% 以上 ・成人 25% 以下 児童・生徒 27% 以下 ・80% 以上

(3) 各機関等のアクションプラン

「健康実現えひめ 2010」に基づき、喫煙率の低減や栄養・食生活の改善を推進するため、がんに対する正しい知識の普及や、健康づくりに関する支援を行う。

【重点対策】

- ▼ 喫煙の健康影響について知識を普及
- ▼ 禁煙指導の充実
- ▼ 禁煙リスクを低減するための食生活習慣について知識を普及

① たばこ対策の推進

行 政	医療機関	職域	県民、患者・家族
<p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙と発がんリスクの因果関係など、喫煙の健康影響について正しい知識を普及するための研修会を実施する。 ・ 禁煙に関する啓発活動を実施する。 ・ 公共施設の禁煙・完全分煙を推進する。 ・ 学校においては、喫煙の健康影響についての保健指導等、喫煙を防止する教育を行う。 ・ 教育委員会においては、受動喫煙防止対策として、県立学校の学校敷地内完全禁煙を実施しており、各市町教育委員会に対しては、学校敷地内完全禁煙を推進するよう依頼する。 	<p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ たばこをテーマとする研修会に積極的に参加し、禁煙指導の知識を高めるとともに、住民に対し、正しい知識を情報提供する。 ・ 住民に対して、禁煙支援プログラム（禁煙ステージに合わせた個別の健康教育）を実施する。 ・ 公立施設での禁煙・完全分煙を実施する。 ・ 学校においては、喫煙の健康影響についての保健指導等、喫煙を防止する教育を行う。 ・ 教育委員会においては、受動喫煙防止対策として、県立学校の学校敷地内完全禁煙を実施しており、各市町教育委員会に対しては、学校敷地内完全禁煙を推進するよう依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこを取り組む。 ・ たばこをテーマとする研修会に、事業所の健康研修会に、事業所の健康管理者を参加させ、専門研修会に参加し、関係職員の資質向上に努める。 ・ 医療機関受診時に、喫煙の健康影響について指導する。 ・ 職場での禁煙指導を実施し、がん予防対策の普及に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙の健康影響についての情報を積極的に収集し、喫煙防止等に取り組む。

②栄養・食生活の改善

行 政	医療機関	職域	県民、患者・家族
<p>・食生活習慣とがん予防について、正しい知識を普及するための研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県食育推進計画に基づき、県民一人ひとりのライフステージに応じた食育への取組みを推進する。 ・地域保健事業の円滑な実施を促進し、地域住民の生涯健康づくりを支援する。 ・栄養、食生活習慣改善の啓発活動を推進する。 ・学校においては、効果的な食育の推進に努める。 ・教育委員会においては、健康教育の推進を通して基本的生活習慣の確立を図る。 	<p>・栄養・食生活をテーマとする研修会に参加し、栄養・食生活（食育）の知識を高めるとともに、住民に対し、食生活習慣とがん予防について、正しい知識を普及する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が実施する健診相談において、住民に対し、栄養・食生活の改善指導を行う。 ・学校においては、効果的な食育の推進に努める。 ・教育委員会においては、健康教育の推進を通して基本的生活習慣の確立を図る。 	<p>・栄養・食生活をテーマとする研修会に参加し、事業所の健康管理者を参加させ、専門的な知識習得に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関受診時に、必要に応じ、がんを予防するための栄養・食生活の改善指導を行つ。 ・職場での健康づくりに対する支援やがん予防対策を推進する。 ・職域健診において、栄養・食生活改善の指導を行つ。 	<p>・「食事バランスガイド」を地域版に作成したものを活用し、栄養・食生活の改善に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康ボランティア団体等の会員が、食生活改善とがん予防対策を関連づけた活動を行う。

がんの早期発見に関する取組

【目標】がん検診の精度管理、受診率の向上

重点項目

計画策定期

【検診受診率の向上】

- ・がんの正しい知識と検診の重要性の啓発

《検診受診率》
・胃がん 14.0%
・肺がん 19.6%
・大腸がん 19.0%
・子宮がん 16.7%
・乳がん 20.2%

【検診の精度管理体制の確立】

- ・県生活習慣予防協議会において精度管理を実施
・市町や検診団体に対する指導

《検診受診率》
・特定健診との連携や休日検診の実施等、効果的な受診促進

《検診受診率》
・全てのがん検診において
50%以上

《精密検査未受診率》
・胃がん 16.4%
・肺がん 12.8%
・大腸がん 25.5%
・子宮がん 17.7%
・乳がん 9.5%

《精密検査未受診率》
・全てのがん検診において
精密検査率 100%

【要精検者の精検受診率の向上】

- ・検診事業担当者を対象に、要精検者に対する事後指導を徹底させ
るための研修会を開催

《がん対策推進員》
・推進員 10,000人

《がん対策推進員》
・市町の保健推進員や食生活改善推進員等を対象に、がん対策推進員養成研修を開催
・健康ボランティア等ががん対策推進員となり、近隣への受診勧奨等により、県及び市町のがん対策に協力

3. がんの早期発見

(1) 目標項目

- ①がん検診受診率の向上
- ②要精検者の精検受診率の向上
- ③がん検診精度管理体制の確立
- ④がん対策推進員の育成

(2) 到達目標

	主な目標	計画策定時	現状(平成21年度)	目標(平成24年度)
①がん検診受診率の向上	検診受診率	平成17年度市町による がん検診受診率	平成19年度市町による がん検診受診率	全てのがん検診において 50%以上
	・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・子宮がん ・乳がん	14.0% 19.6% 19.0% 16.7% 20.2%	13.0% 16.9% 18.5% 16.9% 7.5%	マンモ그래フィのみを 含めた受診率は、19.0%
②要精検者の精検受診率の向上	精密検査未受診率	平成17年度市町による がん検診精密検査未受診率	平成19年度市町による がん検診精密検査未受診率	全てのがん検診において 精密検査受診率 100% (精密検査未受診率 0%)
	・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・子宮がん ・乳がん	16.4% 12.8% 25.5% 17.7% 9.5%	10.1% 11.4% 15.1% 22.1% 5.7%	

主な目標	計画策定期	現状(平成21年度)	目標(平成24年度)
③がん検診精度管理体制の確立			
がん検診の精度管理、検診情報の分析評価、予防に関する検討を実施	県生活習慣病予防協議会で実施	県生活習慣病予防協議会で実施中	全市町で精度管理・事業評価、指針に基づくがん検診を実施
検診従事者の資質向上を図るために講習会等を開催	県医師会に委託して開催	県医師会に委託して開催中 (順次受講中)	全ての検診従事者が受講
④がん対策推進員の育成			
地域におけるがん対策の推進のため、がん対策推進員を育成	推進員0人	推進員1,700人 (平成21年9月末現在)	推進員10,000人

(3) 各機関等のアクションプラン

がん検診及び精検の受診率の向上に向けて、効果的な普及啓発及び効果的な受診促進を講じる。

【重点対策】

- ▼がん検診受診率向上のための普及啓発や事後指導の徹底、検診の実施方法の工夫など、受診促進策を講じる。
- ▼要精検者に対する事後指導の徹底
- ▼がん検診の精度管理体制の確立
- ▼がん対策推進員の育成

①がん検診受診率の向上

県	行政	医療機関	職域	県民、患者・家族
・がんの正しい知識と検診の重要性について、マスコミを活用して啓発を行う。 ・医療機関、行政、企業、患者会等の団体と連携し、イベントの開催等を通じて、がん検診の重要性を訴え、検診受診率の向上を図る。 ・正確な受診率の把握に努める。	・特定健診と連携した受診勧奨や休日検診の実施等、効果的な受診促進策を講じる。	・行政、企業、患者会等の団体と連携してがん検診の受診促進に取り組む。 ・がんの正しい知識と検診の重要性を住民に啓発する。 ・対象者の正確な把握に努める。	・がんの正しい知識と検診の重要性を啓発し、職域におけるがん検診の受診率向上を図る。 ・医療機関、行政、患者会等の団体と連携してがん検診の受診促進に取り組む。	・がんに対する正しい知識と検診を持ち、定期的ながん検診の受診を心がける。 ・患者会は、医療機関、行政、企業等の団体と連携してがん検診の受診促進に取り組む。

②要精検者の精検受診率の向上

県	行政	医療機関	職域	県民、患者・家族
・市町や職域の保健師等の検診事業担当者を対象に、要精検者に対する事後指導を徹底するための研修会を実施する。	・研修会に積極的に参加し、事後指導に必要な知識、技術を習得し、要精検者に対する検査結果の説明や精検受診の徹底する。	・精密検査結果報告書を検査実施機関に必ず返すよう努める。	・研修会に積極的に参加し、事後指導に必要な知識、技術を習得し、要精検者に対する検査結果の説明や精検受診の徹底する。	・要精検者は必ず精密検査を受診し、検診による早期発見を早期治療につなげる。

③がん検診精度管理体制の確立

行政		医療機関	職域	県民、患者・家族
県	市町			
<p>・県生活習慣病予防協議会において、がん検診の精度管理、検診情報の分析評価、予防に関する検討を行う。</p> <p>・検討結果に基づき、市町及び検診団体に對し必要な改善指導を行う。</p> <p>・検診従事者の資質向上を図るために講習会等を開催する。</p>	<p>・国の指針に基づく精度管理・事業評価を実施する。</p> <p>・検診に從事する職員に対し、県等が開催する研修会を積極的に受講させ、資質向上に努める。</p>	<p>・国の指針に基づく精度管理により検診を実施する。</p>	<p>・検診に從事する職員に対し、修会を積極的に受講させ、資質向上に努める。</p>	<p>・検診に從事する職員に対し、修会を積極的に受講させ、資質向上に努める。</p>

④がん対策推進員の育成

行政		医療機関	職域	県民、患者・家族
県	市町			
<p>・町の保健推進員や食生活改善推進員の健康ボランティアを対象に、がん対策推進員養成研修を開催し、がん対策推進員を育成する。</p>	<p>・がん対策推進員養成研修の開催に關して、県に積極的な協力をする。</p>	<p>・がん対策推進員養成研修の講師として、がんの現状等について医療現場の立場から情報提供をする。</p>	<p>・必要に応じて県と連携してがん対策推進員養成研修を開催する。</p>	<p>・健康ボランティア等が積極的にがん対策推進員養成研修を受講する。</p> <p>・がん対策推進員は、近隣への受診勧奨等、県及び市町のがん対策に協力する。</p>